○滝川地区広域消防事務組合消防署組織規程

制　定　昭和47年４月１日訓令第３号

改正　昭和48年３月31日訓令第１号　平成13年３月27日訓令第４号

　　　　　　　　　　昭和49年４月１日訓令第１号　平成14年４月15日訓令第６号

昭和49年７月25日訓令第２号　平成15年６月17日訓令第４号

昭和49年９月30日訓令第３号　平成16年３月29日訓令第２号

昭和52年４月１日訓令第１号　平成17年５月31日訓令第４号

昭和53年９月29日訓令第３号　平成19年３月29日訓令第１号

昭和54年11月５日訓令第１号　平成20年３月25日訓令第１号

昭和56年４月１日訓令第２号　平成22年３月26日訓令第５号

昭和59年５月22日訓令第３号　平成26年３月28日訓令第１号

昭和61年５月１日訓令第１号　平成27年３月12日訓令第１号

平成３年１月31日訓令第１号　平成28年３月22日訓令第１号

平成４年３月27日訓令第３号　平成29年３月28日訓令第２号

平成６年４月１日訓令第５号　平成29年10月27日訓令第５号

　（趣旨）

第１条　この規程は、消防組織法（昭和22年法律第22号）第10条第２項の規定に基づき、滝川地区

広域消防事務組合消防署（以下「消防署」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（組織）

第２条　滝川消防署に次の課、支署及び係を置く。

管理課　　庶務係　管理係

予防課　　予防係　保安係

警防課　　救急救助係　警防係

支　署　　庶務係　予防係　警防係　管理係

２　芦別消防署に次の課及び係を置く。

管理課　　庶務係　管理係

予防課　　予防係　保安係

警防課　　救急救助係　警防係

３　赤平消防署に次の課及び係を置く。

管理課　　庶務係　管理係　予防係　保安係

警防課　　救急救助係　警防係

４　第１項に規定する支署の名称、位置及び管轄区域は、別表第１のとおりとする。

　（消防署長）

第３条　消防署に消防署長（以下「署長」という。）を置く。

２　署長は、消防長の命を受け、管轄区域における消防事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

３　署長は、消防司令長又は消防司令の階級にある消防職員のうちから、消防長が任命する。

４　署長に事故あるときは、副署長若しくは消防長が指名する職員を充て、その職務を代理する。

　（課長等）

第４条　課に課長、支署に支署長、係に係長を置き、ほかに必要な職員を配置する。

２　消防署に必要に応じて、副署長、主幹、署長補佐、主査及び主任を置くことができる。

３　課に必要に応じて、主幹、課長補佐、副主幹、係に主査又は主任を置くことができる。

４　支署に必要に応じて、主幹、支署長補佐、係に主査又は主任を置くことができる。

５　課長、副署長、支署長、主幹、課長補佐及び副主幹には消防司令を、係長及び主査には消防司令補を、

　主任は消防司令補又は消防士長の階級にある消防職員のうちから、消防長が任命する。

　（職務）

第５条　課長及び支署長は、上司の命を受けて、所管事項を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督

　する。

２　署長補佐、課長補佐及び支署長補佐は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、担任事項を掌理

　し、その所掌事務に従事する職員を指揮監督する。

３　係長は、上司の命を受け、所管事項を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

４　副署長、主幹、副主幹、主査及び主任は、上司の命を受け、担任事項を掌理し、その所掌事務に従事

　する職員を指揮監督する。

５　前４項に規定する職以外の職員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

第６条　削除

第７条　削除

　（事務分掌）

第８条　消防署の課及び係並びに支署の係の事務分掌は、次のとおりとする。

　消防署　　別表第２

　支　署　　別表第３

　（消防隊の編成）

第９条　消防活動を円滑にするため、署員を二つ又は三つの隊に分け、各隊にそれぞれ隊長を置き、必要ある時は副隊長を置くことができる。

２　隊長は、消防司令補以上の消防吏員のうちから、副隊長は、消防士長以上の者のうちから署長又は支署長が指名する。

　（隊長、副隊長の職務）

第10条　隊長は、署長又は支署長の命を受けて、所管事項を処理し、所属職員を指揮監督する。

２　副隊長は、隊長を補佐し、隊長事故あるときは、その職務を代理する。

　（救急隊）

第11条　消防署及び支署に救急隊を置く。

２　救急隊の隊員は、当務隊員のうちから当務隊長がこれを指名し、このうち上席の者を救急隊長とする。

３　救急隊長は、上司の命を受け、所属の隊員を指揮監督する。

　（施行細目）

第12条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

　　　附　則

　この規程は、昭和47年４月１日から施行する。

　　　附　則（昭和48年３月31日訓令第１号）

　この規程は、昭和48年４月１日から施行する。

　　　附　則（昭和49年４月10日訓令第１号）

　この規程は、公布の日から施行し、昭和49年４月１日から適用する。

　　　附　則（昭和49年７月25日訓令第２号）

　この規程は、公布の日から施行し、昭和49年７月13日から適用する。

　　　附　則（昭和49年９月30日訓令第３号）

　この規程は、昭和49年10月１日から施行する。

　　　附　則（昭和52年４月１日訓令第１号）

　この規程は、昭和52年４月１日から施行する。

　　　附　則（昭和53年９月29日訓令第３号）

　この規程は、昭和53年10月１日から施行する。ただし、滝川消防署北分遣所住所変更規定は昭和52年12月10日から適用する。

　　　附　則（昭和54年11月５日訓令第１号）

　この規程は、公布の日から施行し、昭和54年10月１日から適用する。

　　　附　則（昭和56年４月１日訓令第２号）

　この規程は、昭和56年４月１日から施行する。

　　　附　則（昭和59年５月22日訓令第３号）

１　この規程は、公布の日から施行し、昭和59年４月１日から適用する。

２　この規程施行前に、教養係に勤務を命ぜられている者は、この規程による教養訓練係に勤務を命ぜられたものとみなす。

　　　附　則（昭和61年５月１日訓令第１号）

　この規程は、昭和61年５月10日から施行する。

　　　附　則（平成３年１月31日訓令第１号）

　この規程は、公布の日から施行し、平成２年12月16日から適用する。

　　　附　則（平成４年３月27日訓令第３号）

　この規程は、平成４年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成６年４月１日訓令第５号）

　この規程は、平成６年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成13年３月27日訓令第４号）

　この規程は、平成13年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成14年４月15日訓令第６号）

　この規程は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成15年６月17日訓令第４号）

　この規程は、公布の日から施行し、平成15年６月１日から適用する。

　　　附　則（平成16年３月29日訓令第２号）

　この規程は、平成16年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成17年５月31日訓令第４号）

　この規程は、平成17年５月31日から施行し、改正後の滝川地区広域消防事務組合機構改革に伴う関係規程の整備に関する規程の規定は、平成17年４月１日から適用する。

　　　附　則（平成19年３月29日訓令第１号）

　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成20年３月25日訓令第１号）

　この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月26日訓令第５号）

　この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月28日訓令第１号）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月12日訓令第１号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月22日訓令第１号）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成29年３月28日訓令第２号）

　この規程は、平成29年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成29年10月27日訓令第５号）

　この規程は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

支署の名称、位置、管轄区域表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　　　　　称 | 位　　　　　置 | 管轄区域 |
| 滝川消防署江竜支署 | 滝川市江部乙町514番地11 | 滝川市江部乙町及び雨竜町の全域 |
| 滝川消防署新十津川支署 | 樺戸郡新十津川町字中央301番地１ | 新十津川町全域 |

別表第２（第８条関係）

消防署の事務分掌

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課名 | 係名 | 分　　掌　　事　　務 |
| 滝  川  消  防  署  管  理  課 | 庶  務  係 | １　職員の服務、配置及び身分に関する事項  ２　消防署に属する文書の収受、発送及び保存に関する事項  ３　職員の給与及び福利厚生に関する事項  ４　公印の管守に関する事項  ５　予算の編成、経理及び執行計画に関する事項  ６　職、団員の給貸与品及び物品の出納並びに管理に関する事項  ７　消防団員の栄典、褒章及び表彰に関する事項  ８　消防団員の任免、報酬等及び研修に関する事項  ９　消防団員の災害補償に関する事項  10　消防団の予算の編成及び経理に関する事項  11　消防団の会議及び消防団員の福利厚生に関する事項  12　他の係に属さない事務に関する事項 |
| 管  理  係 | １　消防庁舎等の維持管理に関する事項  ２　消防団施設等の維持管理に関する事項  ３　自動車運転免許取得に関する事項  ４　消防水利の維持管理に関する事項  ５　消防車両等の維持管理及び廃棄に関する事項  ６　消防車両等の操作技術及び事故に関する事項  ７　消防車両の安全運転管理及び運行管理に関する事項  ８　消防用機械器具、資機材の維持管理に関する事項  ９　消防待機宿舎の管理及び入退去に関する事項  10　その他管理事務に関する事項 |
| 滝  川  消  防  署  予  防  課 | 予  防  係 | １　建築物の同意に関する事項  ２　消防用設備等の着工届及び設置届に関する事項  ３　防火対象物等の査察計画及び実施に関する事項  ４　防火対象物の違反是正に関する事項  ５　消防用設備等の設置及び管理の指導に関する事項  ６　査察対象物台帳の届出に関する事項  ７　表示及び公表制度の実施に関する事項  ８　防火・防災管理者に関する事項  ９　予防に係る証明に関する事項  10　空き家及び空地の火災予防に関する事項  11　その他予防事務に関する事項 |
| 保  安  係 | １　危険物の許認可に関する事項  ２　危険物施設の査察計画及び実施に関する事項  ３　危険物施設の違反是正に関する事項  ４　危険物施設台帳の届出に関する事項  ５　液化石油ガスの規制事務に関する事項  ６　火災の原因及び損害の調査、り災証明に関する事項  ７　火災予防運動の企画及び防火思想の普及に関する事項  ８　自衛消防隊の育成指導及び避難訓練の指導に関する事項  ９　予防関係団体の指導、育成に関する事項  10　その他保安事務に関する事項 |
| 滝  川  消  防  署  警  防  課 | 救  急  救  助  係 | １　救急、救助業務の企画及び運営に関する事項  ２　救急、救助資機材の運用及び保全管理に関する事項  ３　救急、救助に係る研修及び訓練に関する事項  ４　消防職、団員の教養及び訓練に関する事項  ５　救急救命士の研修に関する事項  ６　応急手当の普及及び指導に関する事項  ７　救急医療機関との調整に関する事項  ８　患者等搬送事業申請に関する事項  ９　救急に係る証明に関する事項  10　その他救急、救助事務に関する事項 |
| 警  防  係 | １　災害の警戒及び防ぎょ活動に関する事項  ２　消防施設整備計画及び執行に関する事項  ３　消防用機械器具及び資機材の整備計画及び執行に関する事項  ４　消防水利の整備計画（開発行為を含む）及び執行に関する事項  ５　消防演習及び出初式の企画、立案に関する事項  ６　気象情報に関する事項  ７　緊急通報システムの運用に関する事項  ８　自主防災組織の指導及び育成に関する事項  ９　防災部局との防災に関する事項  10　防火危険物安全管理団体に関する事項  11　消防関係法令及び条例に基づく届出等に関する事項  12　その他警防業務に関する事項 |
| 芦  別  消  防  署  管  理  課 | 庶  務  係 | １　職員の服務、配置及び身分に関する事項  ２　消防署に属する文書の収受、発送及び保存に関する事項  ３　職員の給与及び福利厚生に関する事項  ４　公印の管守に関する事項  ５　予算の編成、経理及び執行計画に関する事項  ６　職、団員の給貸与品及び物品の出納並びに管理に関する事項  ７　消防団員の栄典、褒章及び表彰に関する事項  ８　消防団員の任免、報酬等及び研修に関する事項  ９　消防団員の災害補償に関する事項  10　消防団の予算の編成及び経理に関する事項  11　消防団の会議及び消防団員の福利厚生に関する事項  12　他の係に属さない事務に関する事項 |
| 管  理  係 | １　消防庁舎等の維持管理に関する事項  ２　消防団施設等の維持管理に関する事項  ３　消防水利の維持管理に関する事項  ４　通信施設等の維持管理に関する事項  ５　消防車両等の維持管理及び廃棄に関する事項  ６　消防用機械器具、資機材の維持管理に関する事項  ７　消防車両等の操作技術及び事故に関する事項  ８　消防車両の安全運転管理及び運行管理に関する事項  ９　その他管理事務に関する事項 |
| 芦  別  消  防  署  予  防  課 | 予  防  係 | １　建築物の同意に関する事項  ２　消防用設備等の着工届及び設置届に関する事項  ３　防火対象物等の査察計画及び実施に関する事項  ４　防火対象物の違反是正に関する事項  ５　消防用設備等の設置及び管理の指導に関する事項  ６　査察対象物台帳の届出に関する事項  ７　表示及び公表制度の実施に関する事項  ８　防火・防災管理者に関する事項  ９　予防に係る証明に関する事項  10　空き家及び空地の火災予防に関する事項  11　その他予防事務に関する事項 |
| 保  安  係 | １　危険物の許認可に関する事項  ２　危険物施設の査察計画及び実施に関する事項  ３　危険物施設の違反是正に関する事項  ４　危険物施設台帳の届出に関する事項  ５　液化石油ガスの規制事務に関する事項  ６　火災の原因及び損害の調査、り災証明に関する事項  ７　火災予防運動の企画及び防火思想の普及に関する事項  ８　自衛消防隊の育成指導及び避難訓練の指導に関する事項  ９　予防関係団体の指導、育成に関する事項  10　その他保安事務に関する事項 |
| 芦  別  消  防  署  警  防  課 | 救  急  救  助  係 | １　救急、救助業務の企画及び運営に関する事項  ２　救急、救助資機材の運用及び保全管理に関する事項  ３　救急、救助に係る研修及び訓練に関する事項  ４　消防職、団員の教養及び訓練に関する事項  ５　救急救命士の研修に関する事項  ６　応急手当の普及及び指導に関する事項  ７　救急医療機関との調整に関する事項  ８　患者等搬送事業申請に関する事項  ９　救急に係る証明に関する事項  10　その他救急、救助事務に関する事項 |
| 警  防  係 | １　災害の警戒及び防ぎょ活動に関する事項  ２　消防施設整備計画及び執行に関する事項  ３　消防用機械器具及び資機材の整備計画及び執行に関する事項  ４　消防水利の整備計画（開発行為を含む）及び執行に関する事項  ５　消防演習及び出初式の企画、立案に関する事項  ６　気象情報に関する事項  ７　緊急通報システムの運用に関する事項  ８　自主防災組織の指導及び育成に関する事項  ９　防災部局との防災に関する事項  10　防火危険物安全管理団体に関する事項  11　消防関係法令及び条例に基づく届出等に関する事項  12　その他警防業務に関する事項 |
| 赤  平  消  防  署  管  理  課 | 庶  務  係 | １　職員の服務、配置及び身分に関する事項  ２　消防署に属する文書の収受、発送及び保存に関する事項  ３　職員の給与及び福利厚生に関する事項  ４　公印の管守に関する事項  ５　予算の編成、経理及び執行計画に関する事項  ６　職、団員の給貸与品及び物品の出納並びに管理に関する事項  ７　消防団員の栄典、褒章及び表彰に関する事項  ８　消防団員の任免、報酬等及び研修に関する事項  ９　消防団員の災害補償に関する事項  10　消防団の予算の編成及び経理に関する事項  11　消防団の会議及び消防団員の福利厚生に関する事項  12　他の係に属さない事務に関する事項 |
| 管  理  係 | １　消防庁舎等の維持管理に関する事項  ２　消防団施設等の維持管理に関する事項  ３　消防水利の維持管理に関する事項  ４　通信施設等の維持管理に関する事項  ５　消防車両等の維持管理及び廃棄に関する事項  ６　消防用機械器具、資機材の維持管理に関する事項  ７　消防車両等の操作技術及び事故に関する事項  ８　消防車両の安全運転管理及び運行管理に関する事項  ９　その他管理事務に関する事項 |
| 予  防  係 | １　建築物の同意に関する事項  ２　消防用設備等の着工届及び設置届に関する事項  ３　防火対象物等の査察計画及び実施に関する事項  ４　防火対象物の違反是正に関する事項  ５　消防用設備等の設置及び管理の指導に関する事項  ６　査察対象物台帳の届出に関する事項  ７　表示及び公表制度の実施に関する事項  ８　防火・防災管理者に関する事項  ９　予防に係る証明に関する事項  10　空き家及び空地の火災予防に関する事項  11　その他予防事務に関する事項 |
| 保  安  係 | １　危険物の許認可に関する事項  ２　危険物施設の査察計画及び実施に関する事項  ３　危険物施設の違反是正に関する事項  ４　危険物施設台帳の届出に関する事項  ５　液化石油ガスの規制事務に関する事項  ６　火災の原因及び損害の調査、り災証明に関する事項  ７　火災予防運動の企画及び防火思想の普及に関する事項  ８　自衛消防隊の育成指導及び避難訓練の指導に関する事項  ９　予防関係団体の指導、育成に関する事項  10　その他保安事務に関する事項 |
| 赤  平  消  防  署  警  防  課 | 救  急  救  助  係 | １　救急、救助業務の企画及び運営に関する事項  ２　救急、救助資機材の運用及び保全管理に関する事項  ３　救急、救助に係る研修及び訓練に関する事項  ４　消防職、団員の教養及び訓練に関する事項  ５　救急救命士の研修に関する事項  ６　応急手当の普及及び指導に関する事項  ７　救急医療機関との調整に関する事項  ８　患者等搬送事業申請に関する事項  ９　救急に係る証明に関する事項  10　その他救急、救助事務に関する事項 |
| 警  防  係 | １　災害の警戒及び防ぎょ活動に関する事項  ２　消防施設整備計画及び執行に関する事項  ３　消防用機械器具及び資機材の整備計画及び執行に関する事項  ４　消防水利の整備計画（開発行為を含む）及び執行に関する事項  ５　消防演習及び出初式の企画、立案に関する事項  ６　気象情報に関する事項  ７　緊急通報システムの運用に関する事項  ８　自主防災組織の指導及び育成に関する事項  ９　防災部局との防災に関する事項  10　防火危険物安全管理団体に関する事項  11　消防関係法令及び条例に基づく届出等に関する事項  12　その他警防業務に関する事項 |

別表第３（第８条関係）

支署の事務分掌

|  |  |
| --- | --- |
| 係　名 | 分　　掌　　事　　務 |
| 庶務係 | １　職員の服務、配置及び身分に関する事項  ２　支署に属する文書の収受、発送及び保存に関する事項  ３　職員の給与及び福利厚生に関する事項  ４　公印の管守に関する事項  ５　予算の編成、経理及び執行計画に関する事項  ６　職、団員の給貸与品並びに物品の出納及び管理に関する事項  ７　消防団員の栄典、褒章及び表彰に関する事項  ８　消防団員の任免、報酬等及び研修に関する事項  ９　消防団員の災害補償に関する事項  10　消防団の会議及び消防団員の福利厚生に関する事項  11　消防団の予算編成及び経理に関する事項  12　他の係に属さない事務に関する事項 |
| 予防係 | １　建築物の同意に関する事項  ２　消防用設備等の着工届及び設置届に関する事項  ３　防火対象物等の査察計画及び実施に関する事項  ４　防火対象物の違反是正に関する事項  ５　消防用設備等の設置及び管理の指導に関する事項  ６　査察対象物台帳の届出に関する事項  ７　表示及び公表制度の実施に関する事項  ８　防火・防災管理に関する事項  ９　予防に係る証明に関する事項  10　空き家及び空地の火災予防に関する事項  11　危険物の許認可に関する事項  12　危険物施設の査察計画及び実施に関する事項  13　危険物施設の違反是正に関する事項  14　危険物施設台帳の届出に関する事項  15　液化石油ガスの規制事務に関する事項  16　火災の原因及び損害の調査、り災証明に関する事項  17　火災予防運動の企画及び防火思想の普及に関する事項  18　自衛消防隊の育成指導及び避難訓練の指導に関する事項  19　予防関係団体の指導、育成に関する事項  20　その他予防保安事務に関する事項 |
| 警防係 | １　災害の警戒、防ぎょ及び出動計画に関する事項  ２　消防施設整備計画及び執行に関する事項  ３　消防用機械器具及び資機材の整備計画並びに執行に関する事項  ４　消防演習及び出初式の企画、立案に関する事項  ５　消防関係法令及び条例に基づく届出等に関する事項  ６　救急、救助業務に関する事項  ７　職、団員の教養及び訓練に関する事項  ８　気象情報の収集に関する事項  ９　自主防災組織の指導及び育成に関する事項  10　その他警防事務に関する事項 |
| 管理係 | １　消防庁舎等の維持管理に関する事項  ２　消防団施設等の維持管理に関する事項  ３　通信施設等の維持管理に関する事項  ４　消防水利の整備計画（開発行為を含む）及び執行並びに維持管理に関する事項  ５　消防用機械器具、資機材の維持管理に関する事項  ６　消防車両等の維持管理及び廃棄に関する事項  ７　消防車両等の操作技術及び事故に関する事項  ８　消防車両の安全運転管理及び運行管理に関する事項  ９　待機宿舎の管理及び入退去に関する事項  10　その他管理事務に関する事項 |